

令和5年3月8日

書類送付書

島根県建設産業団体連合会 御中

島根県土木部土木総務課

いつもお世話になっております。

施工体制台帳等について変更がありますので、送付させていただきます。

記

施工体制台帳等について（通知） 1部

【担当者連絡先】

島根県土木部土木総務課 三代 喜弘

TEL : 0852-22-5185

E-mail : mishiro-yoshihiro@pref.shimane.lg.jp

土 総 第 8 9 1 号  
令 和 5 年 3 月 7 日

島根県建設産業団体連合会 会長 様

島 根 県 土 木 部 長  
(土木総務課建設産業対策室)

施工体制台帳等について (通知)

建設工事における施工体制台帳等について、下記のとおり変更します。

また、この通知に伴い、平成30年3月16日付け土総第869号土木部長通知「施工体制台帳等による下請負人の通知について (通知)」は令和5年3月31日をもって廃止します。

つきましては、貴団体の会員へ周知をお願いいたします。

1. 受注者は下記のいずれかの事由が生じた日から、規定する期間内に施工体制台帳を発注者へ提出すること。

- (1) 下請契約を締結したとき 下請工事着手まで
- (2) 施工体制台帳等の記載事項に変更があったとき 速やかに

2. 適用対象工事

令和5年4月1日以降、下請契約を行う建設工事から適用する。

なお、今回の通知に伴う様式等の変更はありません。

3. 参考 (関連する通知一式)

- ※1 平成31年4月5日付け土総第20号土木部長通知 平成31年4月1日以降適用
- ※2 令和2年11月26日付け土総第594号土木部長通知 令和2年10月1日以降適用
- ※3 令和3年5月31日付け土総第182号土木部長通知 令和3年7月1日以降適用
- ※4 令和4年3月24日付け土総第933号土木部長通知 令和4年4月1日以降適用

(1) 施工体制台帳の追加記載事項

- ①「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況 ※1
- ②監理技術者を補佐する者についての氏名及び保有資格 ※2  
(監理技術者を補佐する者を置く場合に限る)

③建設工事に従事する者に関する下記事項 ※2

- ・氏名、生年月日及び年齢
- ・職種
- ・健康保険法又は国民健康保険法による医療保険、国民年金法又は厚生年金法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況
- ・中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別
- ・安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（任意）

④事業者 ID 及び現場 ID について ※3

- ・建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）に登録済みの場合記入すること。

⑤建設業法以外の下請負人は警備会社のみ作成すること ※4

- ・記載に内容は会社名（事業者 ID は不要）・住所・電話番号・工期

(2) 再下請負人通知の追加記載事項

①「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況 ※1

②建設工事に従事する者に関する下記事項 ※2

上記「2. 施工体制台帳の追加記載事項（3）建設工事に従事する者に関する下記事項」と同じ

③事業者 ID 及び現場 ID について ※3

- ・CCUS に登録済みの場合記入すること。

④建設業法以外の下請負人は警備会社のみ作成すること ※4

- ・記載に内容は会社名（事業者 ID は不要）・住所・電話番号・工期

(3) 施工体系図の追加記載事項

①下請負人に関する以下の事項 ※2

- ・代表者の氏名
- ・特定専門工事の該当の有無
- ・当該下請負人が受けた建設業許可の番号
- ・受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

②事業者 ID について ※3

- ・CCUS に登録済みの場合記入すること。

③建設業法以外の下請負人は警備会社のみ作成すること ※4

- ・記載に内容は会社名（事業者 ID は不要）・工期

(4) 作業員名簿の様式変更 ※3

(5) 工事担当技術者（様式例-4）の廃止 ※4